

川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会(以下「懇談会」という。)の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 健康福祉局長は、次に掲げる事項について、懇談会の委員の意見を求める。

- (1) ホームレスの自立支援施策の推進に関する事
- (2) 「川崎市ホームレス自立支援実施計画」に関する事
- (3) その他ホームレスの自立支援に関する事

(委員)

第3条 懇談会の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) ホームレス施策に関する学識経験者
- (2) 市民
- (3) 公益財団法人神奈川県労働福祉協会の代表者
- (4) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会の代表者
- (5) 神奈川県簡易宿泊業生活衛生同業組合の代表者
- (6) 川崎商工会議所の代表者
- (7) 神奈川県司法書士会の代表者
- (8) 川崎市民生委員児童委員協議会の代表者
- (9) 川崎区連合町内会の代表者
- (10) 公益社団法人神奈川県社会福祉士会の代表者

2 委員の任期は8月1日から翌々年7月31日までの2年とし、都度改選を行う。ただし、再任を妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、川崎市ホームレス自立支援実施計画の改定等を円滑に行うため必要があると認める場合は、当該計画改定に係る期間を考慮し、委員の任期を3年とすることができる。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開催)

第4条 懇談会は原則各年度1回開催することとし、必要に応じて開催できることとする。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、健康福祉局生活保護・自立支援室において処理する。

(謝礼)

第6条 懇談会に出席した委員には、謝礼として次の額を支払うものとする。

(1) 学識経験者(第3条(1)に該当する者)

11,500円

(2) 市民等(第3条(2)から(10)のいずれかに該当する者)

5,000円

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会設置要綱の廃止)

2 川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会設置要綱(平成25年4月1日)は、廃止する。なお、委員は「第5期川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会」の任期満了まで継続する。

3 懇談会の委員は、川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会委員とする。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。